

高松市型下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市型下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解及び関心の向上に資することを目的とする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別表のとおりとする。

(デザインの使用の承認)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認めたとき。

(承認の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- (2) 市が発注する事業において使用するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認の可否を決定し、高松市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認通知書（様式第2号）又は高松市型下水道用マンホール蓋デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第5条 第3条の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第1条に規定する目的以外に使用しないこと。

(2) デザインの形状を正しく使用し、形状の全部又は一部を変更して使用しないこと。

(3) 承認を受けた用途以外に使用しないこと。

(承認を受けた内容の変更)

第6条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ高松市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第8条 市長は、使用者がこの要綱に違反したと認められるときは、その承認を取り消し、又は必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により、承認の取消しを行ったときは、高松市型下水道用マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認の取消し又は必要な指示等を受けた使用者に対して、製作物等の回収を求めることができる。

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、デザインに関し、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要綱による承認は、使用者が自己の商標又は意匠とする等、独占的にデザインを使用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物に関し本市が推奨するものではない。

(責任の制限)

第10条 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第8条の規定による承認の取消し及び製作物の回収並びにデザインの
使用によって使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損
失

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。